

今治市中小企業等先導的脱炭素化モデル創出支援業務

公募型プロポーザル基準仕様書

令和6年4月

今治市 市民環境部

市民環境政策局 環境政策課

1 委託業務名

今治市中小企業等先導的脱炭素化モデル創出支援業務

2 業務の目的

標記の件について、本市は、2050年のカーボンニュートラル社会の実現を目指し取り組んでいるが、その実現のためには、民間企業の競争力向上に資する脱炭素・DX等の設備投資の促進が不可欠である。

本市のCO₂排出量の状況を見ると、産業部門からの排出量が市全体の69%と最も大きな割合を占めており、その対策が急務となっている。

そのような中、自主的な取組みの遅れが懸念される中小企業等に対しては、初期コスト負担やノウハウ不足等の懸念を払しょくするため、専門家等による個別の伴走支援が有効と考えられる。

本業務では、市内の中小企業等のCO₂排出削減を目指し、支援対象事業者の現状や課題に基づいた適切な削減計画や設備投資計画の作成等を行ったうえで、国等の補助制度の積極活用を促し、社内の合意形成支援や資金調達に関する助言、補助金申請手続の支援などを通じて、高効率設備・省エネ設備など設備導入による確実なCO₂削減実施まで伴走することで先行事例を創出、市内事業者へ省エネ設備投資等の取組みを横展開することで、CO₂排出削減を効果的に進めることを目的とする。

こうした事情を鑑みたとき、当該業務は環境に関する専門的な知識や情報のみならず、中小企業等支援の実績・ノウハウも踏まえた契約の相手方を選定する必要があることから、公募型プロポーザルにより候補者選定のうえ、業務委託により実施する。

3 業務期間

契約締結日から令和7年2月28日（金）まで

4 予定価格

5,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 業務内容

(1) 業務スケジュールイメージ

	令和6年度									令和7年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
業務開始		●										
業者選定		→										
課題整理		→										
アプローチ整理		→										
伴走支援												
アンケート										→		
報告書等作成											→	

(2) 支援事業者の選定

公平・公正性の観点から市が行う公募により支援事業者を募ることとし、受託者は、市との協議等を経て支援事業者（5社程度）を選定することとする。

なお、公募により募る支援事業者は以下の条件を付すこととする。

ア 中小企業（中小企業庁の「中小企業・小規模企業者の定義」に準じる法人）であること

イ 市内に事業所を有していること

(3) 支援事業者カルテの作成

伴走支援を行うにあたり、事業者の特徴や課題を可視化することを目的としたカルテを作成すること。当該カルテは事業を通じて事業者に行った支援や支援による成果を随時情報として更新すること。

なお、当該カルテ作成において、次の項目は必須とする。

- ① 事業者情報（所在地、業種、従業員数等）
- ② 事業者のCO₂排出状況
- ③ 排出削減に向けた課題
- ④ 課題解決に向けた効果的なアプローチ案
- ⑤ ④と親和性の高い支援制度
- ⑥ 当該事業を通じて行った事業者支援の内容等
- ⑦ CO₂排出削減効果（CO₂削減計画含む）
- ⑧ 設備投資による費用対効果（※見込でも可）

(4) 伴走支援

- ① 事業者（従業員）の脱炭素の機運を醸成するセミナー等の開催

脱炭素に関する法令や国内企業の取組状況、自社が脱炭素に取り組む必要性や、脱炭素化の流れが事業者（従業員）にどのような影響があるのかを認識させるためセミナー等を開催すること。

- ② CO₂削減計画等の作成

事業者のCO₂排出の現状を把握し、事業者の意向を踏まえ、CO₂削減目標と実施方法を示すCO₂削減計画等を作成すること。

- ③ 設備投資計画等の作成

CO₂排出削減につながるよう、課題と対策を整理し、今後の補助金活用も視野に入れた設備投資計画書等を作成すること。

- ④ 伴走支援内容の報告

事業者に対して実施した支援については事業者カルテに随時更新するとともに、伴走支援をした事業者へのアンケート実施等を通じて、伴走支援による効果（満足度や意識変化など）を把握した上で、今後につながる効果的な伴走支援の手法も提案すること。

(5) 事例集作成

伴走支援を通じて、効果的なCO₂排出削減につながった優良事例について、事例をまとめた報告書（事例集）を作成すること。当該事例集の作成にあたっては、市内の他事業者が取組みを参考にできるように工夫すること。

(6) 打合せ

打合せは4回程度とし、業務着手時、中間打合せ（2回）及び成果品納入時のほか、必要に応じて適宜実施する。

（7）報告書作成

（1）から（6）の内容をとりまとめ、業務報告書を作成する。

なお、成果品として以下を提出する。

- ① 業務報告書：2通
- ② 業務報告書（概要版）：2通
- ③ 関連資料：各一式
- ④ 上記電子データ：一式（記録媒体は問わない）

6 個人情報の保護

本業務を通じて取得した個人情報については、今治市個人情報保護条例（平成17年条例第21号）その他関係法令等並びに別記の個人情報の取扱いに関する特記仕様書及び特定個人情報等の取扱いに関する特記仕様書に基づき適正に管理し、取り扱うこと。

7 再委託

受託者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ市の承諾を得たときは、この限りでない。なお、市の承諾を得る場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した書面で事前に本市に申請しなければならない。

8 機密保持

- （1）受託者は、本業務の実施時において知り得た情報の取扱いに十分留意し、他に漏洩等が行われなようにすること。また、本業務に直接従事する全社員と個別に守秘義務契約を締結すること。
- （2）本業務の遂行に当たって、知り得た機器構成の内容及び本市システムの概要、データ等については、第三者に公表してはならない。機密保全、情報公開に関わる全ての事項については本市の指示に従うこと。このことは、本業務が完了した後においても同様とする。

9 資料の貸与（契約締結後に貸与）

市は、業務の遂行上必要な又は利用可能な資料で、市が所有しているものについては貸与する。この場合、受託者は貸与された資料のリストを作成し、本業務が完了したとき速やかに成果品と共に返却するものとする。

10 その他

- （1）本業務において使用する図表やデータ、画像等の著作権・仕様検討の権利は、受託者において使用許可等を得ること。なお、これを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害した場合は、受託者はその一切の責任を負うこととする。
- （2）本業務における成果品及び中間生成物に関する一切の権利及び成果品の所有権、著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定められた権利を含む。）は、市に帰属するものと

する。また、成果品は、市が作成するホームページや印刷物等に自由に使用できるものとし、著作
者人格権を行使しない。

- (3) 当該委託事業の実施においては、事業者の支援に際しては国や県の支援制度を活用し当該委託料
の削減に努めること。
- (4) 当該業務により事業者を支援する場合、支援事業者と協議が整った場合には、事業者へ別途費用
請求ができるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、受託者は本市と協議し、その指示に従うこととする。